

## 座間市

### ■住宅購入支援

制度名	勤労者住宅資金利子補助
URL	
対象	<p>■対象となる方 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に持ち家を取得または増改築した方</li> <li>・住宅取得のための融資を受けた翌年の1月1日に市内に居住している方</li> </ul> <p>■対象となる融資 住宅の取得または増改築のために中央労働金庫の神奈川県内の支店から借り入れた融資を対象に利子の一部を補給します。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>以下の条件で利子を補給します。</p> <p>利子補給対象融資額：500万円以内 補給期間：36ヶ月以内 利子補給額：年利3%以内の額</p>
申し込み期間など	特段の定めはありません。
備考	手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	環境経済部 商工観光課 商工観光係 046-252-7604

### ■家賃助成

制度名	ホームページ上には掲載条件に該当する制度はありません。
-----	-----------------------------

■改修助成	
制度名	耐震診断および耐震改修工事補助制度
URL	<a href="http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1194486174154/index.html">http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1194486174154/index.html</a>
対象	<p>以下の制度は単独では利用できません。無料耐震相談を受けた後、耐震診断から段階的に助成を受けてください。</p> <p>■耐震診断の対象となる住宅 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら所有し、居住する木造住宅であること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に着工されていること</li> <li>・2階建て以下の在来工法による木造住宅（枠組壁工法及びプレハブ住宅を除く）であること</li> <li>・市が実施する無料耐震相談を受けたものであること</li> </ul> <p>■改修計画書作成の対象となる住宅 耐震診断の対象となる要件を満たす住宅のうち、耐震診断の結果、構造評点が1.0未満の住宅で、耐震改修を希望することが必要です。</p> <p>■耐震改修及び現場立ち会い助成の対象となる住宅 上記改修計画書に基づいて行われる耐震改修工事が対象です。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>耐震診断：耐震診断費用の2分の1（上限5万円）を助成 改修計画書作成：耐震改修計画書作成費用の2分の1（上限5万円）を助成 耐震改修工事費用の2分の1（上限50万円）、現場立ち会い費用の2分の1（上限3万円）を助成</p>
申し込み期間など	特段の定めはありません。耐震診断、耐震改修計画書作成で各15件、耐震改修、現場工事立ち会いで12件の助成を予定しています。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	都市部 建築・住宅課 指導係 046-252-7396

平成22年6月4日時点の情報です。